

千葉県警察の自動車運転技能認定に関する訓令

平成8年11月1日
本部訓令第15号

〔改正〕 平成21年3月26日本部訓令第3号 令和2年3月31日本部訓令第14号
令和3年12月17日本部訓令第20号

千葉県警察の自動車運転技能認定に関する訓令の全部を改正する訓令を次のように定める。

千葉県警察の自動車運転技能認定に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、警察車両の運転に従事し、又は運転に従事させようとする警察職員（以下「職員」という。）の運転技能認定、教育訓練等について必要な事項を定め、職員の運転技能の的確な評価と安全運転意識の啓もうを図り、もって警察車両の安全かつ効率的な運行及び職員の交通事故防止に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この訓令における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「警察車両」とは、千葉県警察において、警察目的達成のために保有、管理する自動車のうち、大型自動車、普通自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車（総排気量125cc以下の普通自動二輪車を除く。）をいう。
- (2) 「四輪車」とは、警察車両のうち、大型自動車及び普通自動車をいう。
- (3) 「二輪車」とは、警察車両のうち、大型自動二輪車及び普通自動二輪車（総排気量125cc以下の普通自動二輪車を除く。）をいう。

(所属長の責務)

第3条 所属長は、警察車両の安全かつ効率的な運行を図るため、職員の運転技能を確実に把握し、運転技能に応じた指導・訓練と効果的な活用に努めなければならない。

(技能認定委員会)

第4条 職員の運転技能認定を行うため、県本部に千葉県警察自動車運転技能認定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、次に掲げる者をもって充てる。

委員長	警務部長
副委員長	教養課長
委員	警務課長
	監察官室長
	地域課長
	自動車警ら隊長
	交通指導課長
	交通機動隊長
	高速道路交通警察隊長
	運転教育課長
	警察学校長

3 委員会の運営は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議事を主宰する。
- (2) 委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代理する。
- (3) 委員長は、運転技能の認定業務を円滑に遂行するため、各委員の事務を補佐する認定補佐官を指定する。
- (4) その他委員会の運営に関して必要な事項は委員長が定める。

4 委員会の庶務は、警務部教養課において行う。

(技能認定の種別)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる運転技能認定を行う。

- (1) 四輪車運転技能認定
- (2) 二輪車運転技能認定
(級位及び合格基準)

第6条 運転技能認定の級位及び合格基準は、次に掲げるとおりとする。

級位	合格基準
1級	警察車両の運転に従事するための適性を備え、かつ他の職員を指導できる優れた運転技術を有すること
2級	警察車両の運転に従事するための適性に問題がなく、1級に次ぐ運転技術を有すること
3級	警察車両の運転に従事するための適性に問題がなく、2級に次ぐ運転技術を有すること

(教育訓練)

第7条 委員長は、職員の運転技能の向上を図るため、必要に応じ、対象者を指定して教育訓練を実施するものとする。

(認定の申請)

第8条 所属長は、級位の認定を受けていない次の職員について、委員会に運転技能の認定を申請しなければならない。

- (1) 現に警察車両の運転に従事させている職員
- (2) 将来、警察車両の運転に従事させようとする職員

(再認定の申請)

第9条 所属長は、既に級位の認定を受けている職員について、運転技術の向上等が認められる場合は、委員会に運転技能の再認定を申請することができる。

2 前項のほか、委員長は、必要に応じ、職員に対し運転技能の再認定を受けるべきことを命ずることができる。

(技能認定の実施要領)

第10条 本訓令に定めることのほか、運転技能認定の実施に必要な事項は、別に定める。

(認定結果の通知等)

第11条 委員長は、運転技能の認定結果を、警察事務総合システム（令和2年本部訓令第30号）に定める教養管理システムに登録することにより、当該職員の所属長に通知するものとする。

(認定の取消し)

第12条 所属長は、既に級位の認定を受けた所属の職員に関し、当該級位の保持が適当でないと認める事由が生じた場合は、警務部教養課長を経て、委員長に報告しなければならない。

2 委員長は、前項による報告を受け、当該級位の保持が適当でないと認めた場合は、認定を取り消すことができる。

3 委員長は、前項の結果について、当該職員の所属長に通知するものとする。